

発行／糸島市商工会

福岡県糸島市前原北1-1-1

TEL 092-322-3535 FAX 092-322-1113

編集・発行人／山崎九十九

URL <http://ishokokai.net/>

E-mail itoshima@shokokai.ne.jp

発行日／平成26年1月24日

※広報や商工会に関するお問い合わせ、ご意見等をお寄せください。

新年にあたって

会 長 山 崎 九 十 九



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には、健やかな新年をお迎えの事とお喜び申し上げます。また関係各位と会員の皆様には、平素より商工会の事業運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご承知の通り、昨年4月1日、三商工会が合併し、糸島市商工会が誕生いたしました。色々なご意見もありましたが、旧前原市商工会の檜崎会長様、旧二丈町商工会の田中会長様をはじめ、役員の皆様、また福岡県中小企業振興事務所、商工会連合会をはじめとする、関係各位のご支援、ご協力のもと、会員皆様のご理解を賜りながら、無事合併をすることができました。ようやく一年が過ぎようとしておりますが、まだまだ商工会として課題は山積しております。もちろん、合併自体が目的ではなく、会員の皆様一人一人に対するサービスの向上と地域経済団体としての役割を全うし、会員の皆様の期待に応えるべく、合併して良かったと思われるよう、役職員一同頑張っ参ります。会員の皆様の事業繁栄と地域経済の発展のために一生懸命に努力邁進して参ります。

さて、日本経済ですが、一昨年、自民党が政権与党となり、三本の矢と言われるアベノミクス政策で、円安、株価が上昇し、景気は回復基調であると言われておりますが、我々小規模事業者を取り巻く環境は、消費税の問題など依然として厳しい状況が続くと思われまゝ。商工会では、合併後、新たな事業として、糸島市のご支援を受け、空き店舗対策として新規開業者に対する補助金制度や金融対策として借入金に対する利子補給制度を創設いたしました。また、昨年度に引き続き、がんばる中小企業者応援補助金など、財政が厳しい中、市内商工業者に対する手厚いご支援をいただき大変感謝を致しております。商工会も各事業を行う中で、財政基盤を安定させることは重要課題であり、そのためにも新たな会員の推進と自主財源の確保が重要であります。商工会は、何と言っても相談業務が基本にあります。「行きます。聞きます。提案します。」をモットーに会員巡回に力を入れております。日頃の経営課題等に対して、何かご相談、ご要望等ございましたら、小さなことでも商工会にお尋ねになって、商工会を利用していただければと思います。

結びに平成26年が、会員の皆様にとりまして、幸多き素晴らしい年になりますことを心より祈念申し上げ年頭のご挨拶といたします。

新会員紹介

H25年11月、12月において理事会が開催され、加入承認となりました事業所を紹介します。

地区名	事業所名	代表者	住 所	電話番号
怡 土	雷山豆腐 飯氏店 ー飲食業(弁当、惣菜)ー	鬼尾三智江	糸島市三雲687-2 (店舗)福岡市西区飯氏334-3	807-8793
浦 志	SORA-see-do♪ ー飲食業(雑貨)ー	高橋 康子	前原東3丁目8-17友池第2ビル	323-2050
可 也	La Marie サービス業(美容業)ー	牧山 理恵	志摩稲留460-22	327-3002
可 也	Petani coffee ー飲食業ー	竹田 和弘	志摩小金丸1737-4	090-7534-9224
可 也	英工業 ー建設業(一般土木)ー	武久 勉	志摩松隈514-5	327-1146
桜 野	Machine Factory ーサービス業(映像制作ほか)ー	三井真由美	志摩桜井4558-3	090-8915-9992
深 江	創作工房 大地の樹 ー小売業(首玉、流木アート パワーストーン、アクセサリ)ー	熊谷 英樹	二丈松末1750-2	080-5600-5588
波多江	エイキュウリンクス(株) ー広告代理業ー	永井 雅久	波多江駅北4丁目2番1号	050-3736-0381
波多江	SCOOP ーサービス業(美容室)ー	永江 健一	波多江駅北1-7-3	321-1216
怡 土	(株)伊万里木材市場 糸島事業所 ー卸売業(木材)ー	林 雅文	高来寺342番1	331-5020
長 糸	(株)いとあぐり ー小売、飲食(野菜、加工品など)ー	八尋 健次	川付882	322-2222
長 糸	アイエステック(株) ー製造業(制御盤)ー	田中 洋二	本414番地	321-0765
加布里	ジャムcafe 可鈴 ー小売・飲食ー	上野 可鈴	加布里63-74	322-5695
可 也	まんまる ー飲食業(カレー移動販売)ー	杉山 裕美	志摩小金丸2164-30	327-5677
桜 野	インテリア真 ー建設業(クロス工事他内装工事)ー	浦 真紀	志摩桜井3196	327-1749
小富士	空調技研工業(株) ー製造業(空調用吹出口)ー	占部 幹彦	志摩小富士968番地	328-1377
小富士	Paddy-hair ーサービス業(美容業)ー	大櫛 明子	志摩小富士351-1	328-2231
深 江	ぎやらりー和楽 ー小売業(手作り洋服、小物ほか)ー	久保 伸一	二丈深江660	090-3664-3751
賛 助	清昌大工 ー建設業(大工)ー	中野 清貴	福岡市西区今宿東3丁目31-18	807-3197
賛 助	むっちゃん万十 前原店 ー小売業ー	北野 孝一	前原中央2丁目6-20	321-2433

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

ビッグマーケット2014

地域の元気な中小・ベンチャー企業が一堂に会する異業種交流展示会として、『ビッグマーケット2014』が開催されます。業種や地域を問わず様々な企業が出展・来場されますので新たな分野・業種への販路拡大や思いもかけない出会いが期待できます。是非当日ご来場下さい。

◆日 時:平成26年2月20日(木)・21日(金)

10:00~17:00 ※21日は16:00まで

◆会 場:【展示会】福岡国際センター 【交流会】福岡サンパレス

◆入場料:無料

※詳細はビッグマーケットホームページをご覧ください。

<http://bigmarket.fvm-supprot.com>

◆主催 フクオカベンチャーマーケット協会ベンチャーサポートセンター

TEL 092-725-2729 FAX 092-725-2796

URL <http://www.fvm-support.com>

挑戦を続ける中小・ベンチャー企業の皆様へ

新たなビジネスパートナーを見つけたい
元気な中小企業が集い新たなチャンスが広がる
自社の商品やサービス、技術をPRし販路拡大したい
得意な分野を伸ばして事業を加速させたい
新しいビジネスのヒントを得たい

さあ乗り込もう!!
大航海が始まる!!

第172回 フクオカベンチャーマーケット
ビッグマーケット2014
~九州最大級の異業種交流展示会~
参加企業募集

2014年
2月20日(木)・21日(金)
10:00~17:00 (21日は16:00まで)
会場 福岡国際センター 福岡サンパレス (2会場)
※学生・地元企業研究ライブ&ラバー
※21日は16:00まで

ビッグマーケットとは
福岡県内各地の中小企業・ベンチャー企業が一堂に会する異業種交流展示会として、新たな分野・業種への販路拡大や思いもかけない出会いが期待できます。

ミラサポ(未来の企業★応援サイト)に登録しませんか?

中小企業・小規模事業者の未来(ビジネス)をサポートするサイトとしてスタートしました。100万社の事業者と1万人の専門家・支援機関が参加するビジネスネットワークの構築を目指しています。ミラサポ会員向けに便利でお得なサービスをご提案します。

・ミラサポの主な機能

① 補助金の検索・電子エントリーがカンタン・便利にミラサポからできる!

② あなたが抱える経営課題に応える専門家の派遣が無料で受けられる!

年間3回まで無料で相談できます。専門家はミラサポ上で検索可能!

③ 全国の事業者・専門家などが参加するミラサポコミュニティで交流できる!

コミュニティ上で専門家に相談することも可能。派遣依頼する前に専門家の意見を聞くことができます。(ビジネス向けSNSの場を用意しています。)

・会員登録について

ミラサポ (<https://www.mirasapo.jp/>)
にアクセス

新規会員登録をクリック

案内に従って、必要情報をご登録してください。

◆問い合わせ(会員登録や操作方法)

ミラサポ事務所 ナビダイヤル:0570-057-222

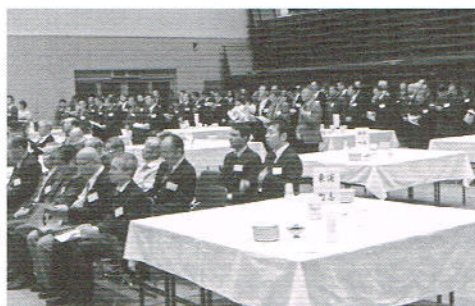
IP電話等 :045-330-1818

(電話料有料)

新春 交流会

平成26年1月9日に伊都文化会館にて、ご来賓・会員の方合わせて380名にご参加いただき新春交流会を行いました。二丈絆太鼓や福引大会等があり、今年も大盛況でした。

会員同士の親睦を深め、多くの繋がりができ、会員の皆様のご商売につながればと思います。来年も多数のご参加をお待ちしております。



確定申告

確定申告はお早めに!!

決算事務代行 帳票類の提出は1月31日(金)までに

持参
書類

- ☐ 税務署より送付された申告書(昨年電子申告をされた方には送付して来ない場合があります)
- ☐ 昨年までの申告書控えの綴り ☐ 月別集計表、現金出納帳など
- ☐ 25年中に購入された固定資産の明細(車両など10万円以上のもの)
- ☐ 控除証明書(生命保険、地震・損害保険、国民年金、健康保険税、個人年金、小規模企業共済、年金基金など)
- ☐ 棚卸し、売掛金、買掛金、未払費用一覧 ☐ 公的年金受給者は源泉徴収票

青色申告を始めてみませんか?

▶ 「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳を行われなければなりません。簡易な帳簿(現金出納帳、売掛帳など)で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主な特典

◎ 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則(一般的には複式簿記を言います。)により記帳している方については、一定の要件の下で最高65万円を差し引くことができます。また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません(最高10万円の青色申告特別控除の適用は可能です。)

◎ 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

◎ 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以降3年間にわたって、順次各利分の所得から差し引くことができます(純損失の繰越し。また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます(純損失の繰戻し)。

青色申告をするためには

▶ 青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

平成25年度 第8回理事会報告

◆開催日時 平成25年11月20日(水) 16時
◆開催場所 糸島市商工会 本所 大会議室

【主な議案】

・平成26年度プレミアム付商品券発行について

本会としては来年度プレミアム付商品券事業を予定しており、一部負担を糸島市に要望しているが、厳しい状況であるため、商工会として再度協議し、実施していく方向で検討していくこととした。

・新春交流会について

申込書を広報誌に同封することを報告。また来賓として呼び出す方の最終確認を行った。

・商工会会員章・商品券幟旗の件

協議の結果、商品券の幟旗・ステッカー、商工会会員章を作成することに決定した。

平成25年度 第9回理事会報告

◆開催日時 平成25年12月18日(水) 15時
◆開催場所 糸島市商工会 本所 大会議室

【議案】

・会員加入推進を継続する件

期限を今年度末の3月末まで行い、目標を1地区1会員、21会員とし、理事・振興委員・職員と連動して目標達成していくこととなった。

事業主の
みなさまへ

労働保険の成立手続はお済みですか

～労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります～

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。(農林水産の一部の事業は除きます)。

労災保険とは

労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の給付とは別に、その都度、事業を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合

事業主が**故意**又は**重大な過失**により、労働保険関係成立届(労働保険への加入届)を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。

①最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)

②以下により、労災保険給付額の100%又は40%

(1)労働保険の加入手続について労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合



事業主が**故意**に手続きを行わなかったものと認定し、労災保険給付額の100%を徴収

(2)(1)以外で、労働保険の適用事業となってから(労働者を雇用してから)1年を経過していた場合



事業主が**重大な過失**により手続きを行わなかったものと認定し、労災保険給付額の40%を徴収

※なお、労災保険の加入後においても、

◇事業主が一般保険料を滞納している期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合、労災保険給付額の最大40%

◇事業主の故意又は重過失により業務災害が発生した場合、労災保険給付額の30%が事業主から徴収されます。

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

相談したいことはありませんか？ 税務相談のご案内

税理士さんへ**無料**で相談できますので
この機会を是非御利用下さい。

- ・もっと節税する方法はないのだろうか？
- ・事業継承したいけど、どういう方法が良いのだろうか？
- ・相続や贈与の件 などなど

事前予約が
必要です。
TEL 322-3535

本所 1F小会議室 13:00~16:00

2/4(火)、7(金)、14(金)、18(火)、25(火)
3/4(火)、11(火)、14(金)、25(火)

志摩支所 1F相談室 13:00~16:00

2/13(木)、27(木)、
3/7(金)、13(木)、27(木)

二丈支所 1F応接室 13:00~16:00

2/6(木)、20(木)、3/6(木)、12(木)

『職人特集』『こだわりのお店』 事業所紹介動画募集

商工会のホームページで、会員事業所の紹介として動画配信を行います。文字や写真、ホームページでは伝わらないところを『映像』で案内してみたいかがでしょうか！

動画の時間は3分以内です。巧な技の披露、お店のPRや商品案内など何でも構いません。費用は無料です。動画の撮影は会員様のご都合に合わせてお伺いさせていただきます。

皆様のご応募お待ちしております。

別紙にて「動画申込シート」を同封しますので、ご記入の上、FAXにてお申込みをお願い致します。



ステッカーをご活用ください！

会員の章

糸島市商工会



会員之章

1本 1,000円
(縦150cm、横45cm)
※棒もセットです
本所・支所にて
販売致します。

商品券
使えます



商品券加盟店

商品券
使えます



糸島市商工会

のぼり旗もごさいます！！

このたび「商工会員の章」と「商品券加盟店」の2つのステッカーを作成いたしました。

「商工会員の章」は安心できる商工会のお店、「商品券加盟店」は商品券が使えるお店であることが消費者にとっても分かりやすくなります。(商品券事業については右記載の「のぼり旗(有料)」もごさいます。)

ステッカーは1月分の配布物に同封(※商品券加盟店ステッカーは加盟店のみ)しておりますので是非ご活用下さい。